

寄 附 の 禁 止

寄附ってなに？

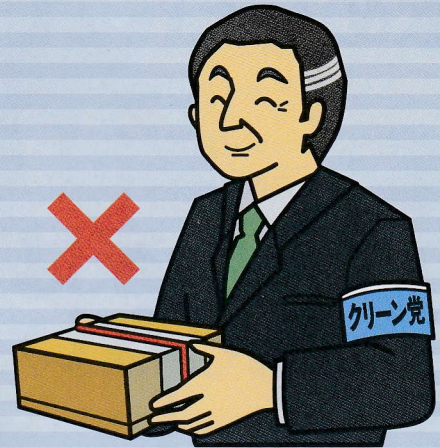


「政治家の
寄附は禁止」と
いうけれど、
寄附ってなに？



寄

附とは、お金や物
品、その他財産上の
利益となるものを与えたり、
与える約束をすることです。
ただし、物を買った時の代
金や有料イベントの参加料
のように、対価として支払
うものは寄附にはあたりま
せん。



政

治家が寄附にお金を
かけることを無くし
て、お金のかからない選挙、
きれいな選挙を実現するた
めです。



どうして
政治家は
寄附をしては
いけないの？



お世話になった人への
お中元・お歳暮や
催し物の賛助金など、
選挙とは関係ない
寄附だったら問題ない
のでは。



以

前は「選挙に関す
る」寄附だけが禁
止されていました。しかし、
政治家が普段からいろい
ろな名目で行う寄附が、実
は選挙にお金がかかる大き
な原因となっていました。
そこで法律が改正されて、
現在は選挙に関する・関しな

いを問わず、選挙区内の人
や団体への寄附は全て禁止
されています。

